

(第九部)

第八十七回
參議院商工委員會會議錄

昭和五十四年五月二十九日(火曜日)

午後零時五十三分開会

委員の異動
五月十八日

五月二十一日 馬場 富君
五月二十三日 辭任 長谷川 信君 藤原 房雞君
安武 洋子君

五月二十一日	辞任	中村	啓一君	井上	吉夫君	市川	洋子君	長谷川 信君
五月二十二日	井上	吉夫君	藤原 房雄君	下田 京子君	安武	馬場 富君	森下 昭司君	塙田十一郎君
五月二十三日	辞任	中村	藤原 貞子君	市川 正一君	市川	正一君	政府委員	國務大臣
五月二十四日	井上	吉夫君	市川 洋子君	市川 洋子君	市川	正一君	通商產業大臣	野中 英一君
五月二十五日	補欠選任	中村	井上 吉夫君	中村 啓一君	中村 啓一君	事務局側	資源エネルギー	修正案提出者
	補欠選任	中村	井上 吉夫君	中村 啓一君	中村 啓一君	常任委員会専門	江崎 真澄君	野中 英一君
	送付	○参考人の出席要求に関する件	井上 吉夫君	中村 啓一君	中村 啓一君	員 庁長官	天谷 直弘君	塙田十一郎君
	送付	○エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院	登君	登君	登君	町田 正利君	江崎 真澄君	塙田十一郎君
	送付	○参考人の出席要求に関する件	登君	登君	登君	町田 正利君	天谷 直弘君	塙田十一郎君

○委員長(福岡日出麿君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

君が委員を辞任され、その補欠として阿見根登君、下田京子君及び柄谷道一君が選任されました。

委員

第九部 商工委員會會議錄第九號 昭和五十四年五月二十九日 [參議院]

○委員長(福岡日出磨君)	○参考人の出席要求に関する件	本日の会議に付した案件	○エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第 八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院 送付)	○委員会開会いたしました。 委員の異動について御報告いたします。
國務大臣	事務局側	政府委員	修正案提出者	衆議院議員
通商産業大臣	常任委員会専門 員	資源エネルギー 庁長官	野中 英一君	純三君 長谷川 信君 阿具根 登君 大塚 勇君 小柳 繩君 吉田 正雄君 馬場 富君 下田 京子君 安武 洋子君 柄谷 道子君 柿沢 弘治君 下田 京子君 安武 洋子君 柄谷 道子君 柿沢 弘治君
江崎 真澄君	町田 正利君	天谷 直弘君	野中 英一君	岩崎 太郎君 長谷川 信君 阿具根 登君 大塚 勇君 小柳 繩君 吉田 正雄君 馬場 富君 下田 京子君 安武 洋子君 柄谷 道子君 柿沢 弘治君

わが国は米国に次ぐエネルギーの多消費国であり、エネルギー消費の各段階におけるエネルギーの使用の合理化を可能な限り進めしていくことは、わが国の国際的な責務とも言うべき重要な課題であると考えます。

第三は、自動車等の特定の機械器具の製造事業者等に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、機械器具のエネルギーの消費効率の向上のための努力を求めるとともに、エネルギー消費効率に関する表示制度の導入及び所要の勧告等により機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を図らうとするものであります。

このほか、国は、エネルギーの使用の合理化を促進するため、金融上及び税制上の措置、科学技術の振興を図るための措置、国民の理解を深めるための教育活動、広報活動等に関する措置を講ずるよう努めなければならないことといたしておられます。

また、本法の制定に伴い、熱管理法を廃止することといたしております。

二八九

つての判断の基準を示すなど事業者等の自主的な努力を促進していくための諸措置を講ずることによって、実効的なエネルギー使用の合理化を図るうとするものであります。

次に、この法案の概要について、御説明申し上げます。

第一は、広く工場の事業者に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、工場におけるエネルギーの使用の合理化の努力を求めるとともに、エネルギーを多量に消費する工場につきましては、エネルギー管理者の選任の義務づけ及び所要の勧告等によりまして、エネルギーの使用の合理化の適確な実施を図ろうとするものであります。

第二は、建築物の建築主に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、熱の損失の防止のための措置等エネルギーの使用の合理化に資するための措置を適確に実施することを求めておりますと

とともに、建築物の設計・施工に関して、建築主に対する必要な指導、助言を行うこと等により、建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうといたしております。

第三は、自動車等の特定の機械器具の製造事業者等に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、機械器具のエネルギーの消費効率の向上のための努力を求めるとともに、エネルギー消費効率に関する表示制度の導入及び所要の勧告等により

機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうとするものであります。

技術の振興を図るために措置、国民の理解を得るための教育活動、広報活動等に関する措置を講ずるよう努めなければならないことといたしております。

また、本法の制定に伴い、熱管理法を廃止することとしております。

号)第二七一九号)(第二七二〇号)(第二七五
一號)(第二七五二号)(第二七五七号)(第二七
六四号)(第二七八四号)(第二八一八号)(第二
八一九号)(第二八四五号)(第二八七六号)(第
二八七七号)(第二九〇三号)(第二九〇四号)
(第二九五七号)(第二九五八号)(第二九五九
号)(第二九六〇号)(第二九六一号)(第二九七
九号)(第三〇五九号)

一、企業管理士法制定に関する請願(第二〇六
〇号)

号)第二七一九号)(第二七二〇号)(第二七五
一號)(第二七五二号)(第二七五七号)(第二七
六四号)(第二七八四号)(第二八一八号)(第二
八一九号)(第二八四五号)(第二八七六号)(第
二八七七号)(第二九〇三号)(第二九〇四号)
(第二九五七号)(第二九五八号)(第二九五九
号)(第二九六〇号)(第二九六一号)(第二九七
九号)(第三〇五九号)

一、企業管理士法制定に関する請願(第二〇六
〇号)

第二三三三四号 昭和五十四年五月四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 岡山県赤磐郡瀬戸町下一七四ノ六
光森数馬外六百十二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三三五号 昭和五十四年五月四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 広島県高田郡高宮町佐々部一、三
末棟登美子外五百九十五名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三三五号 昭和五十四年五月四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 广島県高田郡高宮町佐々部一、三
末棟登美子外五百九十五名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三三五号 昭和五十四年五月四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 札幌市豊平区西岡二条一四丁目
玉置芳雄外百八十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三三五号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 榎木県上都賀郡栗野町口栗野八一
七渡辺勝一郎外百九十九名

紹介議員 瑞山 優君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三六五号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(七通)

請願者 北海道江別市元野幌七五ノ一九一
杉沢信一外九百八十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三六六号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 東京都葛飾区高砂三ノ六ノ一二
大木一成外六百八十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三六七号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 吉田栄治外千九十二名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三六八号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 金子志津子外百二十九名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三六九号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 三重県四日市市桜台一ノ五ノ二七
八 前川知惠外八百三十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九五号 昭和五十四年五月七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 群馬県前橋市上泉町四五〇 高橋
美一外三百九十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四一七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 群馬県前橋市上泉町四五〇 高橋
美一外三百九十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四二七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 岡山県津山市河内六九一 吉田耕
ノ二 熊田稔外九百十三名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四四六号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 佐々木杜外百八十九名

紹介議員 佐々木杜外百八十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中村区大閻通五ノ二〇
星野信彦外千百五十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西四ノ一三ノ一
一森島正吉外百五十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口西浦九一九
柿

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市千代田町五ノ一三ノ
一八 坂本一郎外百七十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡市中央区東院四ノ一〇ノ二三
五百七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 佐々木杜外百八十九名

紹介議員 佐々木杜外百八十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区北十三条東一丁目
山田うめ子外五百九十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区北十三条東一丁目
山田うめ子外五百九十九名

紹介議員 佐々木杜外百八十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区北十三条東一丁目
山田うめ子外五百九十九名

紹介議員 佐々木杜外百八十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西四ノ一三ノ一
一森島正吉外百五十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西四ノ一三ノ一
一森島正吉外百五十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二三九七号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島西四ノ一三ノ一
一森島正吉外百五十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四九八号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)
請願者 福岡市南区野間新町八ノ一八七
大畑哲雄外百四十名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇三号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 北海道小樽市入舟一ノ五 大塚惠
子外百一十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇四号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(十二通)
請願者 広島市船越町三〇一ノ一 松岡
悦子外千七百一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇五号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 悅子外千七百一名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇六号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 浦明美外六百六十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇七号 昭和五十四年五月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 群馬県高崎市下大類町五五二 板垣
都夫外四百八十名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五五号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)
請願者 静岡県藤枝市本町四ノ一ノ二五
足立吉朗外六百二十七名

紹介議員 矢田部理君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五六六号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 福島県白河市白坂大倉矢見四〇
田中嵩枝外百四十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五七号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 謙岡市吳服町二ノ一 東京堂書
店内 福岡良彦外一百名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五八号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)
請願者 横浜市神奈川区菅田町一、〇一七

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五九号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 関口美由樹外八百三十四名
佐藤丹美外百五十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五六〇号 昭和五十四年五月九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 北海道小樽市桜一ノ八ノ一二三
浦明美外六百六十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

鷹浜春夫外千七十七名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六三三号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 静岡県焼津市三ヶ名一、七〇七
三 松永松次郎外七百九十三名

紹介議員 矢田部理君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六四三号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市庄南町一ノ七ノ三
佐藤丹美外百五十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六四九号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 福島県郡山市小原田三ノ二一ノ一
九 福田和子外百九名

紹介議員 鶴山 寛君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六五〇号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 上ノ郷谷義郎外百九十九名
田中寿美子君

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六五七号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)
請願者 北海道寿都郡寿都町新栄町 工藤芳雄外九百三十四名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六三一号 昭和五十四年五月十日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(十通)
請願者 兵庫県明石市中朝霧丘二ノ一
岩田功外百六十九名

第二六九五号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 千葉県市川市市川一ノ四ノ一六株
式会社大杉書店内 大杉稀一郎外
百七十九名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七〇五号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 中村昭二外九百三十八名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七二三号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 大阪府泉大津市東助松町三ノ八ノ六
出口真理子外百三十七名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七二九号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)
請願者 神奈川県秦野市鶴巻五ノ六八ノ四
岡田まゆみ外二百四十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七二〇号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 静岡県富士市吉原二ノ三ノ一七株
式会社文華堂代表取締役 柴田利

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七五一号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 三重県伊勢市八日市場町有文堂内
岩田功外百六十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七五一号 昭和五十四年五月十一日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 三重県伊勢市八日市場町有文堂内
岩田功外百六十九名

第四章 機械器具に係る措置（第十七条 第二十一条）

第五章 雜則（第二十二条 第二十七条）

第六章 訴則（第二十八条 第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、燃料資源の大半を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具について

〇エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置〇等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。

第三章 工場に係る措置

（事業者の努力）

第三条 工場又は事業場（以下単に「工場」という。）においてエネルギーを使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を適確に実施することにより、工場におけるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

一 燃料の燃焼の合理化

二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

三 放射、伝導等による熱の損失の防止

四 廃熱の回収利用

五 熱の動力等への変換の合理化

六 抵抗等による電気の損失の防止

七 電気の動力、熱等への変換の合理化

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第四条 通商産業大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化に適切かつ有効な実施を図るために、前条各号に掲げる事項に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第二条 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。（指導及び助言）

第五条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第三条各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言ができる。

（工場の指定）

第六条 通商産業大臣は、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて燃料及びこれを熱源とする熱（以下「燃料等」という。）の使用量について政令で定める要件に該当するものを燃料等の使用の合理化特に推進する必要がある工場として、当該業種に属する事業の用に供する工場であつて電気の使用量について政令で定める要件に該当するものと認められる工場として、それぞれ指定することができます。

第七条 特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場及び電気管理指定工場（以下「エネルギー管理指定工場」といいう。）とに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者（うちから、エネルギー管理士を選任しなければならない）。

（エネルギー管理者の職務）

第八条 エネルギー管理者は、熱管理指定工場の従業員は、エネルギー管理指定工場の従業員は、その職務を誠実に行わなければならぬ。

第九条 エネルギー管理者は、熱管理指定工場に於ける設備の維持、燃料等の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を、電気管理指定工場に於ける電気の使用的合理化に於ける電気を消費する設備の維持、電気の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省

産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 前項の政令で定める業種に属する事業を行わなくなつたとき。

二 燃料等の使用量又は電気の使用量について前項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなつたとき。

三 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

四 通商産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第五条 第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

第六条 第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手続は、通商産業省令で定める。

第七条 第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手續は、通商産業省令で定める。

第八条 第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手續は、通商産業省令で定める。

第九条 第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手續は、通商産業省令で定める。

第十条 エネルギー管理者は、その職務を誠実に行わなければならぬ。

第十一条 特定事業者は、エネルギー管理指定工場に於ける設備の維持、燃料等の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を、電気管理指定工場に於ける電気を消費する設備の維持、電気の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省

を有していると通商産業大臣が認定した者前項第一号のエネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目及びエネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十五条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十六条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十七条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十八条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第十九条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十一条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十五条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十六条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十七条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十八条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二十九条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十一条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十五条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十六条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十七条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十八条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第三十九条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十一条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十五条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十六条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十七条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十八条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第四十九条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十一条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十五条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十六条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十七条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十八条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第五十九条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第六十条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第六十一条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第六十二条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第六十三条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

第六十四条 特定事業者は、エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

定事業者に対し、エネルギー管理指定工場における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、第十九条及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十八条 第七条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第二十五条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

第三十一条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行する。

(熱管理法の廃止)

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

12³ 熱管理法(昭和二十六年法律第百四十六号)
(熱管理法の廃止)

は、廃止する。

(熱管理法の廃止に伴う経過措置)

13⁴ 前項の規定による廃止前の熱管理法第十二条の規定により交付された熱管理士免状は、第八条第一項の規定により交付された熱管理士免状とみなす。

14⁵ この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(通商産業省設置法の一部改正)

15⁶ 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の二の二号を「同条第十九号から第二十二号の六まで」を「同条第十九号から第二十二号の七」に改める。

16⁷ 法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關すること。
(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の六を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の一 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第二十二号の二から第二十二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六まで」に改め、同条第七項中「同条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務、同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の六」を「同条第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。